

総務教育常任委員会資料

(平成29年6月12日)

【件名】

- ・ 平成29年度第1回鳥取県総合教育会議の開催結果について（教育総務課）…………… 1
- ・ 第8回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について（教育総務課）…………… 3
- ・ 「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定について
（いじめ・不登校総合対策センター）…………… 20
- ・ 博物館改修整備及び美術館整備の検討について（博物館）…………… 38

教育委員会



平成29年度第1回鳥取県総合教育会議の開催結果について

平成29年6月12日
とっとり元気戦略課
教育総務課

本年度1回目の鳥取県総合教育会議を開催しましたので、その結果を報告します。

1 日時等

- (1) 日時 平成29年6月2日(金) 午後3時から4時30分まで
(2) 場所 鳥取県庁 議会棟3階 特別会議室

2 出席者

知事、教育委員会(教育委員長、教育委員、教育長)、有識者委員

3 概要

(1) 意見交換

以下のア～カのテーマについて、教育委員会の説明後に意見交換を行った。

ア 平成28年度教育に関する大綱(第二編)の評価 別冊資料 1-1~1-3

教育に関する大綱の第二編に掲げている指標についての評価。

→指標の達成状況(「達成」あるいは「概ね達成」)は75%(未評価・評価不能を除き85%)であり、学力向上(特に上位層の引き上げ)、体力・運動能力向上が課題である。

<主な意見>

- ・学力を伸ばすためには、子どもたちの学習へのモチベーションを高めるための仕掛けづくりが必要である。
- ・子どもたちは切磋琢磨する中でおのずと学力が伸びていく。同じ目標を持つ子どもたちが同じ環境で学ぶことが大事であり、学校の枠を取り払って難関大学を目指す子どもたちが学び合う取組を強化してほしい。
- ・教員がモチベーションを上げて指導すれば、子どもたちも勉強が好きになり、学力向上につながるので、保護者としてはそういった環境づくりを進めてほしい。
- ・他県の事例も参考にしながら、子どもたちの学びがより深くなるような環境づくりが必要である。
- ・中学校の体育授業で多様なスポーツに触れる機会を持ってほしい。

イ 英語教育の推進 別冊資料 2

県教育委員会が、平成32年度からの小学校での英語教科化への対応、中学校・高校の生徒及び教員の英語力向上に向けた取組を報告した。

<主な意見>

- ・親子で一緒に英語を学べるハンドブックを作るのも英語教育を進める一つの方法である。
- ・大綱の評価の中で、幼保小や小中高の連携がうまくいっているようなので、英語教育でも活かすことができればと思う。中学校の英語教員が小学校で英語を教えることがあっても良いと思う。

ウ 鳥取県立美術館整備基本構想等

県教育委員会が、基本構想の概要、県議会における附帯意見等について報告した。

エ 「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を受け作成した、県方針の改定案について提示した。

<主な意見>

- ・クラスの中に複数の教員の目を入れて風通しの良いクラスにすることが、いじめ防止につながる。

- ・ いじめ対策は一つの機会だけでできるものではない。幼児教育、家庭教育、人権教育、子どもの貧困問題など様々な角度から取り組んで行くことがポイントとなる。
- ・ 子どものスマートフォンに「うざい」「きもい」などの単語を含むメッセージがあると、そのことを親に知らせるアプリ (Fili) があり、他県では実証的に導入している行政機関もある。そういったものを活用して、子どもを守っていくことも大事である。

オ 県西部地区における今後の特別支援教育体制

平成30年4月に県に移管予定の米子市立米子養護学校(病弱部門小・中学部)について、県教育委員会が移管に向けた取組状況を報告した。

<主な意見>

- ・ 県立学校になることに希望もあるが、不安もある。これまでの主治医や支援機関などとの太いパイプを切ることなく、県立の利点を活かしてほしい。
- ・ 一番大事なのは、当事者が築き上げた今の環境や人間関係を大事に移行させることであり、そのために力を注ぐべきである。

カ 小学校での課外活動における飛込指導に係る県教育委員会の方針等

平成28年7月に起きた湯梨浜町立小学校でのプール飛込事故等を受けた対応方針について、県教育委員会が報告した。

(2) 知事総括

- ・ 各方面から建設的な意見が出た。今後、教育委員会と知事部局でよく話をして、フォローアップしていきたい。
- ・ 米子市立養護学校の移管については、そこにいる子どもたち一人一人にふさわしいプログラムづくりなど、丁寧にする必要がある。
- ・ いじめ対策について、茨城県取手市のようなことが鳥取で起こらないとは言えないので、いじめの現状に誠実に向き合っていていかないといけない。基本方針ができ、そこから先が勝負なので、フォローアップをやる必要がある。
- ・ 小学校の英語教育開始に向けて、家族で学ぶテキストやハンドブック、教材の開発など、鳥取県独自に考えていく余地があるのではないかと。
- ・ 幼保小中高の連携は、学業だけでなく体育についても考えてみる必要がある。

4 今後の予定

委員からの提案について、教育委員会と知事部局とで協議・調整を行い、必要な検討・取組を行うとともに、その状況を次回の総合教育会議(平成29年9月頃開催予定)で報告する。

<参考>有識者委員名簿

氏名	主な所属
浅雄 淳子	鳥取県PTA協議会事務局長
石原 太一	進路指導塾ドリームラーナーズ代表
竺原 晶子	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員
瀧田 祐吉	伯耆町総合型地域スポーツクラブ(ほうきスマイリースポーツクラブ) アシスタントマネージャー
福島 史子	いじめ・不登校総合対策センター スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー
山内 晃	学校法人翔英学園米子北斗中学校・高等学校長
横井 司朗	学校法人鷺鳴学園理事長、全国専修学校各種学校総連合会理事

第8回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年6月12日
 地域振興課
 福祉保健課
 環境立県推進課
 教育総務課
 行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第8回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成29年6月1日（木） 午後3時～4時
- 2 場所 鳥取市役所本庁舎6階 第1会議室
- 3 出席者 県：野川統轄監ほか関係部局長等
 市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等
 オブザーバー：西垣岩美町副町長、山本若桜町副町長、金児智頭町副町長、岩見八頭町副町長

4 議事及び協議概要

(1) 県・市の事務調整状況

ア これまでの調整経過及び今後の法定手続き等について

- ・前回の県・市協議会（2/14）後の動きとして、4月12日に鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」を行ったことを報告し、今後の予定を以下のとおり確認した。

〔スケジュール〕（予定）

- 平成29年6月 県知事が県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出
 （県議決で可決された場合）
- 7月上旬 県知事が市長に、鳥取市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付
- 7月下旬 鳥取市長が総務大臣に「中核市指定を求める申出」
- 11月頃 中核市指定政令の閣議決定
- 平成30年4月1日 鳥取市が中核市に移行

イ 県・市の事務調整状況（主なものを抜粋）

区分	調整事項	調整状況・結果	今後の予定
共通事項	住民サービスの維持・向上の取組	連携協約案等の具体的調整を進める。	30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる仕組みを構築する。
	組織体制・人員体制	事務執行体制について、具体的調整を進める。	
福祉・保健・環境PT（福祉保健関係）	電算システムの初期整備	初期整備に係る県負担金、データ移管方法・時期等について整理。	6月補正予算に計上
福祉・保健・環境PT（環境衛生関係）	事務引継・研修	定例会（週1回程度）を開催し、情報提供・質疑等を実施。	一般大気測定局や犬猫収容施設など県財産移管について、方法・条件を擦り合わせる。
都市計画PT	法定・条例移譲事務	法定移譲事務及び条例移譲事務について、事務概要や事務量等を説明。	県・市担当課間で事務引継を進める。
教育PT	県費負担教職員研修	市に移譲される研修のうち、一部を市が県へ委託。	委託する研修範囲、委託料の算出方法等の協議を進める。

(2) 保健所移行実践検討チーム・各ワーキンググループの取組状況

- ・5月26日の第2回保健所移行実践検討チーム会議において、各ワーキンググループが作成した実践計画の実施を決定し、5月下旬以降、当該計画に基づき研修・訓練等を実施中である。
- ・研修・訓練等の状況を踏まえ、7月下旬を目安に第3回チーム会議を開催予定である。

(3) 関係団体等への説明状況

- ・平成 29 年 3 月以降、県・市において、関係機関・団体等の各種会合、イベント等を通じて中核市移行に関する説明会等を実施中である。(計 14 回：延べ約 400 名)
- ・市では、市報の中で中核市コーナーを設け、毎月情報提供を行っている。

5 主な発言・意見等

- ・中核市指定の申出に関する県同意について、6 月議会で提案することとしている。これまでの 3 年間で検討してきたプロセスと併せ、先頃立ち上げた保健所移行実践検討チームで、机上での検討から現場での実践に移し、実際に保健所業務を経験してみることでスムーズな移行に繋げていくということをお示しして、ご理解を賜るよう努めたい。
- ・市は、今回初めての予算編成となるので、通常の当初予算より早めに県市で予算の摺合せを行っていただきたい。
- ・県の事務所に長期研修に来ている市職員からは、県の電子決裁システムや電子会議室による情報共有が非常に良いとのことだったので、市の体制整備の参考にして頂きたい。
- ・市からの派遣職員が会議の資料作成や、研修講師として頑張っている。今後も県としても全面的にバックアップをしていきたい。
- ・関係団体・事業者の組合向けの説明だけでは、未加入の業者に内容が伝わらないケースが出てくるため、許可の更新前の案内や講習会等の機会を使い、各業種向けの個別の説明資料を作って、説明することを P T 等でご相談させて頂きたい。

6 今後の予定

- ・第 9 回県・市協議会を 8 月に開催する予定であることを説明した。

<想定される協議内容案>

- ・保健所移行実践検討チーム会議、ワーキンググループでの実践状況や実践により見えてきた課題、対応状況
- ・11 月議会に附議予定の県市間の連携協約、事務の委託、条例改正等

【添付資料】第 8 回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会配付資料

- 資料 1 これまでの調整経過及び今後の法定手続き等について
- 資料 2 県・市の調整状況(中核市移行支援 P T・部会)
- 資料 3 保健所移行実践検討チーム・各ワーキンググループの取組状況
- 資料 4 関係機関・各種団体等への説明状況について

これまでの調整経過及び今後の法定手続き等について

平成29年6月1日
鳥取市中核市推進局
鳥取県地域振興部地域振興課

1 調整経過

平成26年6月10日 鳥取市長が中核市移行を表明

平成26年6月23日 鳥取市長から知事へ鳥取市の中核市移行に向けた協力要請

↓
東部圏域の実情を踏まえ、県・市が連携して対処できる体制を確保

↓
平成26年8月4日～鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会を設置(県・市/4町はオブザーバー)

平成29年2月まで7回の協議会を開催。円滑な事務移譲と協力体制等について協議を重ね、中核市移行の法定手続きに向けた準備を進めているところ。

なお、平成27年3月から7月にかけて、鳥取県東部の保健所のあり方検討会(県・4町/市はオブザーバー)において協議検討を進め、鳥取市へ保健所事務を委託する方向で準備を進めることとした。

平成29年1月25日 中核市及び保健所政令市移行に係る国事前ヒアリング(総務省、厚生労働省)

平成29年3月24日 鳥取市議会において、「中核市指定の申出」議案が賛成多数で可決

平成29年4月12日 鳥取市長が中核市指定の申出に係る県知事への同意の申入れ

平成29年4月13日 保健所移行実践検討チーム立ち上げ

県から市へ保健所移行後もより良い住民サービスが提供できるよう、市職員の移管事務の習得、スキルアップのための研修方針を決定し、事務分野ごとに設置するワーキンググループにおいて、研修等を実施。

2 今後の予定

平成29年6月 県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出
(県議会で可決された場合)

7月上旬 県知事が市長に、鳥取市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付

7月下旬 市長が総務大臣に「中核市指定を求める申出」

11月頃 総務大臣が中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立
⇒「鳥取市」が中核市に指定

平成30年3月 県から鳥取市への事務引継ぎ完了

平成30年4月1日 鳥取市が中核市に移行

県・市の事務調整状況（共通事項）

平成29年6月1日

鳥取市中核市推進局
鳥取県地域振興部地域振興課

1 共通事項

調整事項	調整状況・結果	今後の予定
事務引継	<ul style="list-style-type: none"> ・事業担当課間で、事務引継書・マニュアル、予算関係資料等を提供。 ・4月13日に設置した保健所移行実践検討チーム・各WGで、実践計画による実務研修を体系的に実施することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末の事務集中、年度をまたぐ許認可事務等の処理方法をWGで確認し、関係事業者等への事前周知を徹底する。
予算編成・費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> ・他の中核市（他府県）の例も参照し、権限移譲交付金や委託経費に係る方針を調整。（H30当初予算要求目途） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民サービスを維持継続するため、県市で効果的効率的な事務執行に取り組む。 ・H28年度県決算額をベースに調整を行い、県市間で費用負担の確認を実施。
例規・附属機関等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市の条例制定等に向け、県市間で基準等の摺り合わせを行い条例案等を作成。（H29.8～9月：市において条例整備に係る市民政策コメントを実施予定） ・県・市間の水準維持や効果的効率的な事務執行を行うため、県市間で審議会の運営方法等について調整を行う。（H29.12月議会目途） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の他圏域とのサービスに差異が生じないように取扱いや基準等の調整を行う。 ・同種の事務執行について、県市間で連携共同執行等の検討を併せて実施する。
施設・設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> ・備品等リストの現物確認・照合（H29.5/15,19） ・譲渡や貸付け等により対応する方向で具体的手続きを進める。 ・H29年度に市が導入整備する電算システムの県財政負担を調整。県で補正予算要求（H29.6月議会） ・市の入札・導入整備にあわせ県システムからのデータ移管・運用テスト等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県市間で調整し、二重投資を避け、既存施設や資機材、備品を有効活用し、無駄なく事務処理体制を整備する。
災害発生時の危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"> ・東部圏域の医療救護体制、感染症等の健康危機管理対応、災害時の広域対応など計画マニュアルの改定整備を行うとともに訓練実施を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不測の事態を想定し、従前どおりの危機管理対応が行えるよう体制整備する。

調整事項	調整状況・結果	今後の予定
住民サービスの維持・向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協約案、事務委託規約案などの具体調整を開始。 ・窓口変更（30年度以降の県の相談窓口を含む）の案内や住民周知を県、市、4町で連携協力して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる仕組みを構築する。
組織体制・人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各課の事務執行体制（配置人員、専門職員の配置等）について、個々の事務分掌なども考慮しながら調整を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる体制を整備する。
人材確保・職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の長期派遣研修の実施 ・保健所移行実践検討チーム及びワーキンググループでの現場研修等の実施。 ・鳥取市職員研修会の開催（5/24, 25） ・平成30年度以降の市の職員体制（県から市への職員派遣含む）について、職種や職責、年齢構成等も考慮しながら調整を進める。（H29.12月目途） 	<ul style="list-style-type: none"> ・少数専門職種については、人材確保策を検討の上、実施する。 ・県内他圏域との業務水準に差異が生じないように県市間の人事交流も含めて検討。

2 中核市移行支援PT・部会

<p>保健衛生・環境(福祉保健部関係)</p>	<p>《調整状況》</p> <p>【電算システムの初期整備】</p> <p>○ 鳥取市において、事務効率化のために導入を予定している電算システムに、個別事務ごとに導入の可否を確認検証し、導入経費の県負担、県から市へのデータ移管の方法・時期等について調整を行い、県において6月補正予算要求を行った。</p> <p>(県負担を行うシステム等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等発行システム、衛生総合情報システム(肝炎及び難病等医療費等助成事務、再生医療等製品販売業許可事務)及び基盤サーバ <p>【事務の引継ぎ】</p> <p>○ 各事務所管課において、市へ移譲等される事務の事務引継書、予算要求書等の情報提供を行い、他県の事例も参考に準備を進めている。</p> <p>【研修】</p> <p>○ 平成29年4月から東部福祉保健事務所で、鳥取市職員5名が1年間にわたる研修を開始。(うち保健師1名は28年度から継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5名はそれぞれ移譲対象の事務を分担し、実際に業務を行っている。2ヶ月経過したが、概ね順調に業務を遂行。 <p>○ 保健所移行実践検討チームにより上記以外の鳥取市職員向けの研修計画を策定、計画に沿って随時実施予定。</p> <p>《今後の作業・調整項目》</p> <p>○ 年度末事務処理の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期限が3月末、申請時期が3月末から4月上旬に集中する許認可事務等に係る、広報周知や事務手続きを調整。保健所移行実践検討チームのWGの中で確認、詰めていくこととしている。 <p>○ 災害時のマニュアル作成等について、鳥取市における作業進捗にあわせて、規定・記載内容の詳細調整を行い、整備を行う。</p>
<p>保健衛生・環境PT(生活環境部関係)</p>	<p>《調整状況》</p> <p>【事務の引継ぎ】</p> <p>○ 県・市の移譲事務所管課が定例的に打合せの機会を持ち(週1回程度)、以下の事項等について準備を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が事務を行うために必要な情報の提供・質疑(条例・基準・計画・予算・情報共有など) <p>【研修】</p> <p>○ 平成29年4月から東部生活環境事務所で、鳥取市職員3名が1年間にわたる研修を開始。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3名はそれぞれ移譲対象の事務を分担し、実際に業務を行っている。2ヶ月経過したが、概ね順調に業務を遂行。 ○ 保健所移行実践検討チームにより上記以外の鳥取市職員向けの研修計画を策定、計画に沿って随時実施予定。 <p>◀今後の作業調整項目▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市保健所等の組織の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制、専門職員の確保、県・市の連携・県全体の保健所業務の水準の一致等について、人事部局等と連携を図りながら成案を得る。 ○広域にわたる事業活動の許可など <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核市移行後も許可などの手続きがスムーズに行われ、事務の適正な実施を担保できるよう検証しつつ成案を得る。 ○県有施設の使用・譲渡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般大気測定局や犬猫収容施設など県財産移管について、方法・条件をすりあわせる。
都市計画PT	<p>◀調整状況▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法定移譲事務（3法令）及び条例移譲事務について、事務の概要や事務量等について説明済。特段の課題なし。 <p>(法定移譲事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①屋外広告物法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告業登録事務については、県と市の二重に発生する事務の効率化及び事業者の負担軽減を考慮し、特例制度を設けることとした。 ⇒県に登録された業者は、市に対して届出をするだけで登録したものとみなされる。 ・ 屋外広告物講習会は県と市の共催で実施することとし、申込みを受け付けた県又は市が受講料徴収及び修了証交付を行うことを確認済み。 ②高齢者の居住の安定確保に関する法律 ③建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 <p>(条例移譲事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土地改良法 <p>◀今後の作業▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、県・市担当課間で事務引継を進める。

教育PT	<p>【県費負担教職員の研修関係】</p> <p>◀調整状況▶</p> <p>○市に移譲される研修のうち、一部については市が県に委託して実施する。</p> <p>◀今後の作業▶</p> <p>○市が県に委託する研修の範囲、委託料の算出方法等について協議を進めていく。</p> <hr/> <p>【文化財関係】</p> <p>◀調整結果▶</p> <p>○出土文化財の届出の受理等17件の事務について県から市に移譲する。</p> <p>◀今後の作業▶</p> <p>○特になし。</p>
------	--

保健所移行実践検討チーム・各ワーキンググループの取組状況

平成29年6月1日

鳥取市が総務大臣へ中核市の指定の申出を行うにあたり、4月12日に、市長が知事に地方自治法の規定に基づく県知事の同意の申入れを行った。

この申入れを受け、6月定例県議会における「同意の議案」の提案に向けて、これまでの取組をより具体的に進めるため、現場における実務体験・訓練等を体系的に実施することとし、4月13日に県市で「保健所移行実践検討チーム」及び8分野のワーキンググループを設置した。

(1) 体制

① 保健所移行実践検討チーム

県から市へ保健所移行後もより良い住民サービスが提供できるよう、市職員の移管事務の習得、スキルアップのための研修方針を決定する。ワーキンググループにおける研修等の状況を確認し、必要な見直しを実施する。

【構成】 チーム長：(県) 福祉保健部長

副チーム長：(県) 生活環境部長、(市) 健康子ども部長

メンバー：(県) 鳥取保健所長、東部福祉保健事務所長、東部生活環境事務所長
(市) 環境下水道部長、福祉部長

② ワーキンググループ (WG)

移管する8つの事務分野（福祉支援、災害医療対策、医薬・疾病対策、障がい者支援、食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策）ごとに、ワーキンググループを設置し、市の職員が県の保健所の現場で実践研修を行う。

(2) 取組状況

4月26日 第1回チーム会議を開催

- ・計画作成方針を決定するとともに、今後の進め方を確認。

4月下旬～ 各ワーキンググループで計画作成（内容、時期、期間、方法等）と課題整理

5月26日 第2回チーム会議

- ・各ワーキンググループで作成した実践計画の実施を決定。

⇒市の事務実態に照らし、見直し等を行いながら研修・訓練を行っていく。

- ・電子決裁システム、情報共有等の方法など共通課題の確認。

- ・実務を行っていくことにより、明らかになった課題、制度変更や体制整備の必要なものについては、移行支援PT及び部会において課題整理・検討できるよう提案していくこととした。

5月下旬～ 各ワーキンググループにおいて、計画に基づき研修・訓練等を実施

(3) 今後の予定

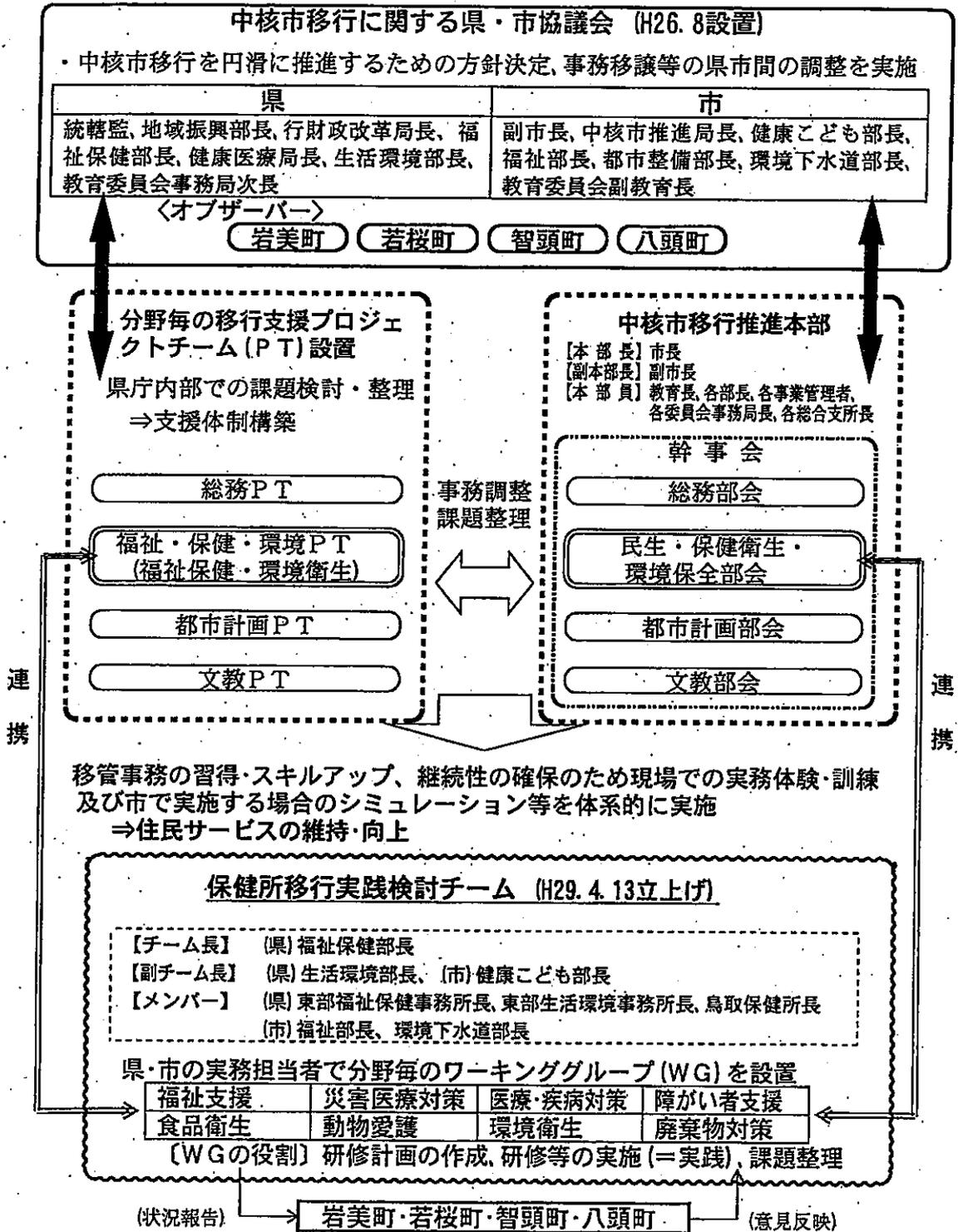
研修・訓練等の状況を踏まえ、7月下旬を目安に第3回チーム会議を開催。

実践の状況、共通課題の整理状況の確認や必要に応じ計画の見直し等を行う。

第1回保健所移行実践検討チーム会議資料

保健所移行実践検討チーム及びワーキンググループの設置について

これまで、中核市移行に関する県・市協議会や県のプロジェクトチーム(P T)、市の部会において移管・移譲事務等について整理、協議調整を踏まえ、各分野で現場での研修や人事交流を交えながら実践を行い、保健所移行後もより良い住民サービスが提供できるよう「保健所移行実践検討チーム」を4月13日に設置した。



第2回保健所移行実践検討チーム会議 資料

各ワーキンググループの開催概要について

H29.5.26

4月26日の第1回保健所移行実践検討チーム会議での議論を踏まえ、8分野のワーキンググループにおいて県市で検討調整を行い、実践計画(案)の作成を行った。

【実践に向けた基本方針】

- 円滑・確実な事務引継ができるよう準備を進め、住民サービスの維持向上を図る。
- ⇒市における事務実態に照らした事務等の流れを確認・シミュレーション等の実施
- ⇒県の中部、西部圏域の保健所との連携、業務の標準化 等

1 ワーキンググループの開催状況

(1) 福祉保健関係

WG	開催日時	概要
福祉支援	H29.5.15(月) 13:30~15:00	対象事務の概要説明を行い、その後、介護、障がい、児童のグループ毎に意見交換し、実践計画(案)を作成。
医薬疾病対策	H29.5.10(水) 13:30~15:00	県が示した実践計画(素案)を基に意見交換し、実践計画(案)を作成。
災害医療対策	H29.5.10(水) 13:30~15:00	県が示した実践計画(素案)を基に意見交換し、実践計画(案)を作成。
障がい者支援	H29.5.10(水) 10:00~11:10	県が示した実践計画(素案)を基に意見交換し、実践計画(案)を作成、その他年度末事務処理等今後検討すべき課題の情報交換を行った。

(2) 生活環境関係4WG(食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策)

①日時 5月9日(火) 16:00~17:15 ※4WG合同開催

②概要

- ・県が作成した4分野の実践計画(案)をもとに意見交換を実施。
- ・市から、検査機関との連携、海岸漂着物が漂着した際の対応、大気汚染防止法の常時監視の対応等についての研修要請を受け、WGでの実践や勉強会の中で対応することとした。
- ・実践計画の「市受講予定者」や県と市の事務の差異に係る今後の対応策等について、市からの回答を受け(5/15)、実践計画(案)を完成することとした。

2 県の現状と市における今後の対応

項目	県の現状	今後の対応方針(案)
電子決裁システム	・基本的に電子決裁により事務を管理執行	・市においても電子決裁システムの積極的活用を検討
電子会議室(情報共有)	・電子データで庁内関係者(中部・西部を含む)に情報共有がなされており、過去の事例や指導支援等の経過、課題・懸案事項など検索・活用がしやすい。	・県の情報(データ)等を市で継続的に活用する効率的な方法について検討 ・市における電子会議室的なシステム(情報共有の仕組み)の活用を検討 ・県との情報共有方法を検討
決裁権限 決裁権者の重要案件の状況把握と緊急対応	・決裁権限を法令条項等ごとに詳細に規定。 ・決裁権者と事務処理者とは同一庁舎内で完結。	・移譲事務に係る決裁権限の規定整備 ・庁舎が分散する暫定期間中は、決裁権者への情報伝達、検討協議、緊急対応、決裁が滞ることのないよう、方策を検討
手数料の取扱い(PT・部会で調整中)	・基本的に鳥取県証紙による収納。	・現金収納の事務フロー及び収納事務処理について確認
事務引継	・基本的に、人事異動発表後、発令日までに事務引継を実施。	・早期の人員体制、職員配置の決定による県市の担当者間の円滑な事務引継の実施

WG	実施項目	SCUの立ち上げのための準備	業務・訓練等において習得する内容(講師、実機材の種類、数量等)	方法	実施時期・期間												回数	市(受講者)・県(対応者)健康支援課	備考
					5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
災害医療対策	医療救援対策文庫の立ち上げ・運営訓練	SCUの立ち上げのための準備	訓練計画の作成 ・職員との役割分担 ・実機材の確認、活用 ・EMIS等への登録、入力訓練	同行												1日	市(受講者)・県(対応者)健康支援課 県立中央保健センター(会場)	講義・講習等	
	各種研修への参加	医療救援対策文庫の立ち上げ・運営訓練	・医療従事者研修 ・災害医療コアチーム研修 ・DHEAT(災害時応急処置支援チーム)研修への参加 ・DMAT(災害時応急処置支援チーム)研修への参加 ・災害医療ネットワークの整備、活用 ・関係者連絡会議への参加	研修参加												2日	県立中央保健センター(会場)	市版の指針・マニュアルへ反映	
	逐次医療体制の整備	各種研修への参加	・関係者連絡会議への参加 ・空港訓練への参加	研修参加												1~2日間×4回程度	県立中央保健センター(会場)	健康支援課	
	空港災害対策	逐次医療体制の整備	・関係者連絡会議への参加 ・空港訓練への参加	研修参加												1日	県立中央保健センター(会場)	健康支援課	
障がい者支援	感染症発生時の対応	身体障害者手帳の交付等事務	・新型コロナウイルスが、身元フルエンゲ及びエボラ出血熱に対応した訓練の実施(計画作成、訓練参加)	研修参加												4日	県立中央保健センター(会場)	健康支援課	
	精神保健業務全般	身体障害者手帳の交付等事務	・DMAT(災害時応急処置支援チーム)研修への参加 ・関係者連絡会議への参加	研修参加												3日	県立中央保健センター(会場)	健康支援課	
	療育手帳の交付等事務	療育手帳の交付等事務	・関係者連絡会議への参加 ・空港訓練への参加	研修参加												1回	障がい者支援課	県担当は獣医師、保健師も可。	
	精神障害者保護指し手帳の交付等事務	療育手帳の交付等事務	・関係者連絡会議への参加 ・空港訓練への参加	研修参加												10回×3回程度	障がい者支援課	市版の計画・マニュアルへ反映 ・研修生等の研修指導員等の一環として研修を実施する ・研修生の研修内容 ・研修生研修生を依りて追加研修の可能性あり	
障がい者支援	措置入院等手続き事務	療育手帳の交付等事務	・関係者連絡会議への参加 ・空港訓練への参加	研修参加												3日×1(2)回	障がい者支援課		
	退院請求等手続き事務	療育手帳の交付等事務	・関係者連絡会議への参加 ・空港訓練への参加	研修参加												各10日×3回程度	障がい者支援課		
	精神科病院実地指導・実地運営	療育手帳の交付等事務	・関係者連絡会議への参加 ・空港訓練への参加	研修参加												各10日×3回程度	障がい者支援課		
	アルコール家族教室 アルコール専門相談	療育手帳の交付等事務	・関係者連絡会議への参加 ・空港訓練への参加	研修参加												随時	障がい者支援課	事前研修(説明) 5月末~6月中旬	
障がい者支援	その他各種業務 ・精神保健業務全般 ・自死対策 ・地域移行・地域定着 支援事業等	療育手帳の交付等事務	・関係者連絡会議への参加 ・空港訓練への参加	研修参加												随時	障がい者支援課	事前研修(説明) 5月末~6月中旬	
		療育手帳の交付等事務	・関係者連絡会議への参加 ・空港訓練への参加	研修参加												随時	障がい者支援課	事前研修(説明) 5月末~6月中旬	
		療育手帳の交付等事務	・関係者連絡会議への参加 ・空港訓練への参加	研修参加												随時	障がい者支援課	事前研修(説明) 5月末~6月中旬	
		療育手帳の交付等事務	・関係者連絡会議への参加 ・空港訓練への参加	研修参加												随時	障がい者支援課	事前研修(説明) 5月末~6月中旬	

※会議資料版:実務研修者は、職員のみの記載

【生活環境関係】

WG	実施項目	業務・訓練等において、取得する内容	方法	実施時期・期間												実施予定者	備考		
				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数				
食品衛生	食品営業施設の監視指導の同行	許可更新調査、食品除去等に関する同行	実務実践														保健所準備室	生活安全課	食品衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	食品取扱の同行	取去品目・部位の選定、取去、検体検送、検査結果の通知等の流れを体験しながら習得	実務実践														保健所準備室	生活安全課	食品衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	食品営業許可等の事務の習得	審判相談、申請受付、施設調査、決裁、交付、システム入力等の流れを体験しながら習得	実務実践														保健所準備室	生活安全課	
	食品衛生責任者養成研修会への参加	毎月1回市内で開催される研修会に参加し、食品衛生責任者に必要とされる知識を知る。	研修会受講														保健所準備室	生活安全課	
	HACCP研修への参加	県産業技術センターが主催するHACCPに関する研修会に参加し、HACCPの導入方法を理解する。	研修会受講														保健所準備室	生活安全課	
	鳥獣伝染病の安全推進会議の傍聴	鳥獣伝染病発生監視計画や鳥獣伝染病の発生、安全対策に関する事項の審議を傍聴することにより、市の施策の参考にする。	会議傍聴														保健所準備室	生活安全課	
	食中毒予防啓発活動への参加	食品衛生月間に関連する食中毒予防啓発活動に参加し、啓発方法を体験しながら習得	実務実践														保健所準備室	生活安全課	
	食品衛生行政全般	食品衛生行政に関する基礎知識と業務全般の知識	勉強会への参加														保健所準備室	生活安全課	
	動物取扱業登録施設、特定動物取扱施設、特定動物許可施設の登録指導の同行、動物取扱業の登録等の習得	動物取扱業登録施設、特定動物取扱施設、特定動物許可施設の登録指導方法を体験しながら習得、事前相談、申請、受付、登録、システム入力まで一連の登録業務を習得	実務実践														生活環境課	生活安全課	
	放逐犬監視/トロールの同行	放逐犬の採切から保護、取替、公示、返還、飼い主指導等の流れを体験しながら習得	実務実践														生活環境課	生活安全課	
動物愛護	犬管理所での飼養動物の管理の同行	犬管理所での飼養動物の管理方法(ワクソン接種、健康管理)を体験しながら習得	実務実践													生活環境課	生活安全課		
	動物取扱責任者研修会への参加	7~8月に開催される研修会に参加し、動物取扱責任者に必要とされる知識を知る。	研修会受講													生活環境課	生活安全課		
	動物適正保護講習会への参加	10~2月に県業者が開催する講習会に参加し、動物の適正な飼養管理、保護方法を習得	講習会受講													生活環境課	生活安全課		
	動物保護フェスティバル/アミティエ/エフエスタへの参加	県が動物保護センター機能を委託しているアミティエが動物保護推進週間に開催する動物愛護フェスティバルに参加し、動物の適正飼養の啓発方法を習得	実務実践													生活環境課	生活安全課		
動物保護推進計画/動物愛護管理行政に係る県の要綱等の内容を理解する。	動物保護推進計画/動物愛護管理行政に係る県の要綱等の内容を理解する。	勉強会への参加													生活環境課	生活安全課			

WG	実施項目	業務・加納等において、 管理・指導する内容	実施時期・期間	回数	市(区)等 保健所等	実施予定 市(区)等	備考
環境衛生	理・実習所、クリーニングの開設条件、現場での検査の仕方(チェックポイント、方法、留意すべき点等)	理・実習所、クリーニングの開設条件、現場での検査の仕方(チェックポイント、方法、留意すべき点等)	5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月	2~3回程度	保健所等	保健所等	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	ビル営業者の登録申請に伴う事務と現場確認 ※3	ビル営業者の登録申請に伴う事務と現場確認 ※3		2~3回程度	保健所等	保健所等	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	宿泊施設の営業許可申請に伴う事務と現場確認	宿泊施設の営業許可申請に伴う事務と現場確認		2~3回程度	保健所等	保健所等	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	公衆浴場の監視	公衆浴場の監視・指導の仕方(チェックポイント、方法、留意すべき点等)		2~3回程度	保健所等	保健所等	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	石綿除去作業の立入検査	石綿除去する場合の手続き、撤去する際に留意すべき点(チェックポイント)		4~6回程度	保健所等	保健所等	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	環境衛生関係研修会、説明会等(事業者等を対象としたもの)	関係法令等の知識		2回程度	保健所等	保健所等	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	衛生六法関係行政全般(理容師法、美容師法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法、興行場法)	衛生六法に関する基礎知識と事業者全般の知識		2回程度	保健所等	保健所等	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	事業者が行う廃棄物処理施設設置に係る住民説明の傍聴	施設設置する場合の手続き、住民説明における行政の関わり方		2回程度	保健所等	保健所等	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	不法投棄対策連絡協議会に出席	協議会の運営の仕方		2回程度	保健所等	保健所等	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	使用済み物品関係事務と保管場所の現場確認	使用済み物品関係事務の成程確認、現場確認の仕方(チェックポイント、方法、留意すべき点等)		3回程度	保健所等	保健所等	廃棄物処理行政の経験者が望ましい
廃棄物対策	廃棄物処理施設への定期立入検査	廃棄物処理施設の構造基準、立入検査の仕方(チェックポイント、方法、留意すべき点等)		7回程度	保健所等	保健所等	廃棄物処理行政の経験者が望ましい
	不法投棄監視パトロール	不法投棄のハトロールの仕方、発見した際の対応の仕方		2回程度	保健所等	保健所等	廃棄物処理行政の経験者が望ましい
	不法投棄及び使用済み物品回収業者後回し(民間との合同検回)	民間業者との連携の仕方、検回の仕方、不正を発見した際の対応の仕方		1回	保健所等	保健所等	廃棄物処理行政の経験者が望ましい
	廃棄物関係研修会、説明会等(事業者や関係者を対象としたもの)	関係法令等の知識		3回程度	保健所等	保健所等	廃棄物処理行政の経験者が望ましい
	3事業者(高)の合同研修会	廃棄物処理施設の立入検査の仕方(チェックポイント、方法、留意すべき点等)		1回	保健所等	保健所等	廃棄物処理行政の経験者が望ましい
	廃棄物関係協議会の傍聴	協議会の運営の仕方		※協議会の開催にあわせて調整	保健所等	保健所等	廃棄物処理行政の経験者が望ましい
	産廃業者行政全般の勉強会	産廃業者に関する基礎知識と事業者全般の知識		2回程度	保健所等	保健所等	廃棄物処理行政の経験者が望ましい
		勉強会への参加			保健所等	保健所等	
		勉強会への参加			保健所等	保健所等	
		勉強会への参加			保健所等	保健所等	

※金額資料版、表紙研修者は、職歴のみ記載

*1 食品収去：食品衛生法に基づく食品や容器包装の抜き取り検査。
 *2 HACCP：安全で衛生的な食品を製造するための高度な衛生管理の手法。
 *3 ビル営業者：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(略称：ビル管法)に基づき管理を行っている専門業者(例えば、清掃業者、ねずみ屋敷等防除業者など)のうち県の登録を受けた者

関係機関・各種団体等への説明状況について

平成29年6月1日
鳥取市中核市推進局
鳥取県地域振興部地域振興課

鳥取市及び県の担当課において、関係機関・各種団体等の総会や各種会合、イベント等を通じ、鳥取市の中核市移行や、保健所設置の準備状況、許可申請窓口等についての説明を実施。

1 説明状況（平成29年3月以降）

(1) 各種会合での説明（関係機関・団体）

- ・ 東部歯科医師会定例会（会員約30人）
- ・ 県管工事協会東部支部定時総会（会員約30人）
- ・ 各生活衛生同業組合事務局連絡会議（事務局員約10人）
- ・ 県浄化槽協会東部支部定時総会（会員約20人）
- ・ 県浄化槽協会定時総会（会員約40人）
- ・ 県産業廃棄物協会理事会（理事約15人）
- ・ 県清掃事業協同組合研修会（組合員約100人）
- ・ 鳥取県医薬品登録販売者協会東部支部総会（会員約10名）
- ・ 県公衆浴場生活衛生同業組合東部地区役員会（東部地区役員4人）
- ・ 県理容生活衛生同業組合東部地区役員会（東部地区役員4人）
- ・ 第1回東部不法投棄対策連絡協議会
（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、国交省鳥取河川国道事務所、警察署ほか約20人）
- ・ 県病院協会東部支部会（支部役員28人）

(2) 研修会等の活用

- ・ 美容業に係る衛生管理講習会（美容業者及び従業員約70人）

(3) 資料配付等

- ・ 県クリーニング生活衛生同業組合（約15人）

2 説明内容等

- ・ 鳥取市の中核市移行について
- ・ 保健所設置の準備状況について
- ・ 県（東部4町）の保健所事務の市への委託について
- ・ 中核市移行に伴う許可申請窓口等の変更について
- ・ 住民サービスの維持向上に向けた県市の取組みについて

3 主な意見・質疑等

- ・ これまでの登録や届出、許可等を継続できるようにしていただきたい。
- ・ 市における専門人材の確保が心配。
⇒ 県からの派遣、人事交流等を行いながら人材確保・育成に努める。
- ・ 地域医療構想の策定・進捗はどこが行うのか。
⇒ 鳥取市が東部圏域の計画策定等を行う。
- ・ 4町の保健所の機能はどうなるのか。許認可の名義はどうなるのか。
⇒ 市で実施。鳥取市長または（仮称）鳥取市保健所長の予定。

4 今後の取組等

- ・ 中核市の政令指定後、窓口や手続き等が決定次第、関係機関・団体の機関紙等の活用について、ご協力いただき、広報・周知に努めることとしている。

「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定について

平成29年6月12日
いじめ・不登校総合対策センター

いじめ防止対策については、平成25年に「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、取り組んできましたが、この度、いじめ防止対策推進法施行後3年を経過し、国が「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定したことにあわせ、「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を改定することとしましたので、報告します。

1 「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針（改定案）」の主な改定ポイント（資料）

- (1) いじめの定義と認知
 - ・いじめの定義の明確化、積極的ないじめの認知
- (2) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
 - ・児童生徒、保護者、地域住民、関係機関等と連携した基本方針の策定・見直し
 - ・ホームページ等による基本方針の公開と児童生徒、保護者等への説明
- (3) 学校のいじめ対策組織・組織的対応
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部人材を活用したいじめ対策組織の設置
 - ・いじめに関する情報を日々共有し、組織的・機動的対応を行うため、情報を集約する担当を設置
 - ・その担当が中心となり、管理職の判断を得たのち、学校体制で対応
- (4) いじめの未然防止・早期発見・事案対処
 - ・幼児期からのいじめ未然防止の取組
 - ・被災児童生徒など配慮が必要な児童生徒への日頃からの対応
 - ・アンケート調査の実施、教育相談等の相談体制の整備
 - ・いじめの「解消」の定義の明確化
- (5) 重大事態への対処
 - ・重大事態の定義と対処の明確化

(参考) 「いじめの防止等のための基本的な方針（国方針）」の主な改定ポイント

- (1) いじめの認知
 - 定義の明確化
- (2) 学校いじめ防止基本方針
 - 策定・見直しにおける保護者、地域住民等との連携、策定した方針の公開と説明
- (3) 学校のいじめ対策組織・情報共有
 - 組織的な対応、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士などの外部人材の参画を推進、いじめの情報共有手段の明確化
- (4) いじめの未然防止・早期発見・対処
 - 幼児期の教育、配慮が必要な児童生徒への対応、アンケート・個人面談の実施、いじめの「解消」の定義の明確化
- (5) 重大事態への対応
 - 重大事態の範囲の明確化

2 平成29年度第1回鳥取県いじめ問題対策連絡協議会での主な意見

- (1) 日時 平成29年5月31日(水) 午前9時から午前10時30分まで
- (2) 場所 鳥取県庁 特別会議室
- (3) 出席者
県の機関(総務部人権局人権・同和対策課、地域振興部教育・学術振興課、福祉保健部福祉相談センター、県警本部少年課、いじめ・不登校総合対策センター)
市町村(都市教育長会、町村教育長会)
学校(小学校長会、中学校長会、高等学校長協会、特別支援学校長会)
鳥取地方法務局人権擁護課
関係団体(県弁護士会、県医師会、県臨床心理士会、県社会福祉士会、PTA協議会、高等学校PTA連合会、特別支援学校PTA連合会)
- (4) 主な意見
 - 学校いじめ対策組織の設置と情報を集約するしくみについて
 - ・学校現場では、その時々に応じて判断している。すべてを集約するのは難しいのではないか。
 - ・学級で何かあった際に隣の教師に相談し、そこで終わってしまうのがよくない。校内のいじめ対策委員会に報告することが必要である。
 - ・教師がいじめ問題を抱え込むというより、気づかないということがあると思う。報告、連絡、相談のシステムはある。情報を集約という考え方はよい。
 - 専門家等の活用について
 - ・スクールソーシャルワーカーを配置すれば問題が解決するのではなく、スクールソーシャルワークの手法を学校に入れていくことが大切である。
 - 幼児期の教育について
 - ・いじめの未然防止のためにも、大切な視点である。

3 パブリックコメントの実施について

- (1) 意見募集期間 平成29年6月9日(金)～6月26日(月)
- (2) 意見募集方法
とりネット、新聞広告への掲載、県民課・各総合事務所地域振興局等県の窓口での縦覧・配付により、改定案の趣旨・内容等を公開し、広く意見を募集する。
- (3) 意見提出方法
 - ・郵送、ファクシミリ、電子メール等によりいじめ・不登校総合対策センター宛てに送付する。
 - ・県民課・各総合事務所地域振興局等県の窓口の意見募集箱等に投函する。
- (4) チラシ配架先
県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館

4 今後の予定

- ・パブリックコメントの集約後、7月定例教育委員会に議案提出し、改定予定。その後、市町村教育委員会、県立学校等に通知。
- ・改定内容については、「いじめ問題に関する行政説明会」(7月28日開催)において、県内の全小・中・高等学校、特別支援学校に対して周知する。

鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針【改定案】

はじめに

いじめが全国的に大きな社会問題となる中、平成25年6月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が制定され、同年9月28日に施行されました。同法附則第2条第1項には、法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講じるとされていることから、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国方針」という。）を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。（H29.3.16）

こうした国の動きを参酌し、平成25年に策定した「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「県方針」という。）を地域や学校の実情に応じた内容に見直し、いじめ防止等のための対策を一層推進していくこととします。

本県では、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、これまで「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック～笑顔でつながる～」を作成するとともに、心理検査等の実施、「24時間相談体制」の充実、「鳥取県いじめ問題検証委員会」や「子どもの悩みサポートチーム」の設置など様々な対策を講じてきましたが、いじめの認知や組織的な対応、重大事態に対する危機意識など複数の課題も顕在化してきています。そこで県としてはこの度の「国方針」の改定を契機に、より一層いじめ問題への取組の強化を図っていきます。

1 いじめの定義と認知

<いじめの定義について>

いじめは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。（法2条1項）

<積極的ないじめの認知>

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめの認知は、特定の教職員で行うことなく、学校いじめ対策組織（後掲）を活用して行います。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪したことにより、教員の直接的な指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等において、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な判断による対処も可能ですが、これらの場合であっても、いじめの定義に該当するため、学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となります。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

II いじめに対する基本的な認識

1 いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

2 いじめ防止への取組

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

3 組織的な対応

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

4 積極的ないじめの認知への考え方

児童生徒の被害性に着目し積極的にいじめを認知することで、早期に組織で対応することができ、深刻、重大ないじめにつながることを防ぎます。

5 児童生徒のいじめ問題への理解

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないよう、児童生徒のいじめに対する理解を深めることが大切です。

6 保護者・家庭における認識

保護者は、子どもへの教育の第一義的責任を有します。その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、児童生徒に対し規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努めます。（法9条1項）

また、その児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するよう努めます。（法9条2項）

7 学校関係者・関係機関との連携

いじめの防止や解決には、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すための学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。より多くの大人が悩みや相談を受け止めることができるように、それぞれの立場からその役割と責任を自覚し、連携・協働する体制づくりを行います。

8 大人が子どもに与える影響

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、また異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに悪い影響を与えることを考え、大人の「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有が不可欠です。

III いじめの防止のための方針と組織

1 鳥取県における取組

(1) いじめ防止対策の点検・見直し

いじめの防止等のための対策を、鳥取県教育振興基本計画に基づく毎年度のアクションプランに位置づけ、着実に取り組むとともに、機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。（PDCAサイクル）

(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する県内の機関及び団体の連携を図るために設置する「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」の機能を活かすことにより、本県におけるいじめの防止等に向けた取組を推進します。(法14条)

2 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校方針」という。)を策定し、年間を通じた総合的ないじめの防止のための計画等を作成し、いじめの防止に向けた取組の一層の充実を図ります。

その際は、「国方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「県方針」及び「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック～笑顔でつながる～」、また当該学校の設置者の定めるいじめの防止等のための基本方針を参酌します。(法13条)

なお、学校方針の策定・見直しを行うにあたっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞きながら行うよう努めます。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意します。

① 「学校方針」を定める意義

「学校方針」を定めることで、教職員がいじめを抱え込まず、かつ学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となることをねらいます。

また、学校のいじめに対する姿勢や活動を方針としてあらかじめ示すことは、児童生徒及び保護者に対し、学校生活を送る上で安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑制や、いじめが起これにくい、いじめを許さない環境づくりにつながります。

② 「学校方針」の内容

「学校方針」には、未然防止の取組、早期発見・早期対応の在り方、事案対処の在り方等、いじめの防止全体に係る内容を示します。

またいじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、

どのように等)を明確に定めておきます。

③ 体系的・計画的な取組

学校は、年間の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が、体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めます。

④ 学校評価への位置づけ

学校は、「学校方針」に基づくいじめ防止の取組状況を、学校評価の評価項目に位置付けます。その際、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底します。

⑤ 「学校方針」の説明

学校は、「学校方針」を、学校のホームページへの掲載、その他の方法により、保護者、地域住民が容易に目にする措置を講ずるとともに、その内容を児童生徒、保護者等に説明します。(法15条2項)

(2) 学校いじめ対策組織と情報を集約する担当について

個々の教職員が抱え込まず、スムーズに情報が管理職まで届き、組織で対応できるよう、学校は「いじめの防止等の対策のための組織(学校いじめ対策組織)」を設置し、学校を挙げていじめの防止等に取り組みます。(法22条)

学校は、児童生徒のいじめにつながる行為・行動、トラブル等(「いじめの定義と認知」を参照)の情報が一部の教職員にとどまることなく、組織による認知が機動的に行えるように、それらの情報を集約するしくみをつくります。

そのため、その情報を集約・整理する担当を設け、その担当が中心になって、管理職への報告を行い判断を得たのち、その判断に基づいた動きを学校体制で行います。

なお、この担当は、校種・学校規模等、学校の実態に合わせて決定します。

(3) 学校いじめ対策組織の役割

学校いじめ対策組織は、具体的に次に掲げる役割を持ちます。

○未然防止

いじめの定義、判断基準や事例を教職員に周知し、いじめが起きにくい、いじめを許さない学校環境づくり・組織づくりを行います。

○早期発見

いじめが疑われる事案の情報収集を行い、組織に集められた情報の整理・記録と共有化を図り、いじめであるか否かの判断を行います。

○早期対応・事案対応

いじめ事案に関する情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対する事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

(4) 学校いじめ対策組織の構成員

学校いじめ対策組織は、学校の複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど）その他関係者等により構成します。（法22条）

IV 未然防止の取組

1 鳥取県における取組

(1) 児童生徒の自主的な活動支援

児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援します。（法15条2項）

(2) 教職員の資質向上のための研修

いじめの防止等のための対策に関する研修を実施するなど、教職員の資質向上に必要な措置を講じます。（法18条2項）

(3) インターネット上のいじめの防止

インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備するなど、インターネット上のいじめの防止等のための対策の一層の推進を図ります。（法19条）

(4) 調査研究とその成果の普及

いじめの防止等に関する調査研究を行うとともに、その成果を普及します。(法20条)

(5) いじめ問題における広報や啓発

いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度等について必要な広報その他の啓発活動を行います。(法21条)

(6) 専門家等の活用

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、外部専門家の活用を推進します。

また、外部専門家を有効に活用できる校内体制づくりを支援します。

(7) 幼児期の教育

幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、関係者に対し取組を促します。また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進します。

(8) 道徳教育及び体験活動等の充実

心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び思いやり・社会性・規範意識等を学ぶ体験活動等の充実を図るとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目するための観点に立った取組を支援します。

2 学校における取組

(1) 魅力ある学校づくり

友人や教職員との信頼できる関係の中で、児童生徒が安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で自主的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、学校は、児童生徒・保護者にとって魅力ある学校づくりを行います。

(2) 管理職のリーダーシップ

管理職は、リーダーシップを発揮し、いじめに関する教職員の意識向上、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組みます。

(3) 教職員の対応と意識向上

教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って児童生徒の指導に当たるとともに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させます。

また、いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施します。(法18条2項)

(4) 配慮が必要な児童生徒への日頃からの対応

被災児童生徒など、心身に受けた多大な影響や慣れない環境への不安がある児童生徒や、その他の配慮が必要な児童生徒について、教職員がその状況を十分に理解し、細心の注意を払って対応します。

(5) 道徳教育及び体験活動等の充実

学校は、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、教育活動全体を通じた道徳教育や体験活動の充実を図ります。

(6) 自ら考え、行動する力の育成

学校は、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱の設置等のいじめの防止に資する主体的な活動に取り組み(法15条2項)、いじめに直面したときに適切な行動ができる児童生徒の育成をめざします。

(7) インターネット上のいじめの防止

学校は、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図ります。(法19条)

(8) 心理検査等の諸検査の活用

学校は、心理検査等の諸検査を活用し、学級集団の理解や児童生徒個々の理解を深めるように努めます。

3 家庭における取組

- (1) 保護者は、児童生徒のささいな変化に気づき、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めます。
- (2) 保護者は、国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。(法9条3項)

4 関係団体等の取組

児童生徒の健全な成長を願って取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進します。

5 地域等の取組

いじめは校外においても行われることもあるため、気になる様子が見られる際には声をかけたり、学校へ連絡したりする等、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進します。

V 早期発見

1 鳥取県における取組

(1) 教育相談体制の充実

いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制を充実させるとともに、その周知を図ります。(法16条2項)

(2) 積極的な実態把握

早期に実態把握を行うための定期的なアンケート調査、個人面談の実施等の取組を推進するとともに、その取組状況等を把握します。

2 学校における取組

(1) アンケート調査、個人面談の実施

学校は、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つことはもちろんのこと、定期的なアンケート調査や計画的な教育相談の実施、また気になる様子が見られる児童生徒がいた場合の面談等、児童生徒がいじめを訴えやすい相談体制を整備す

ることでいじめの早期発見に努めます。(法16条1項)

なお、アンケート調査については、いじめ発見を目的とした記名アンケート調査、児童生徒の心情の変化や学級の状況を継続的につかみ対策を講ずるための無記名アンケートなど、児童生徒の実態を考慮し、意図的・計画的に行います。

(2) 児童生徒の協力の重要性

いじめの早期発見のためには、聞き取り調査など児童生徒の協力が必要となるため、学校は、児童生徒に対して、傍観者や観衆とならずに教職員等へ相談する等いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させます。

(3) 積極的な情報共有

いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期発見につなげることが目的であるため、学校の管理職は、リーダーシップを発揮して、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要があります。

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを組織(集約する担当)に報告・相談します。

VI 早期対応・事案対処

1 鳥取県における取組

(1) 外部専門家との連携及び派遣

児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携体制の整備を図ります。

また、学校におけるいじめ事案に対応するため外部専門家の派遣を支援します。

(2) 相談窓口関係機関との連携

いじめ相談に関わる機関が、いじめ問題の早期の課題解決に向けて、連携を図る連絡会議を開催します。

2 学校における取組

(1) いじめの組織的な対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげます。

(2) いじめの事実確認

児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等事実確認を行い、その結果を学校の設置者に報告します。(法23条2項)

なお教職員は、「学校方針」等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。

(3) いじめを受けた、いじめを行った児童生徒・保護者への対応

いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、専門家の協力を得ながら、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援、及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。(法23条3項)

(4) 犯罪行為として扱うべきいじめ

犯罪行為として取り扱われるべきいじめと認められるときは、学校は、所轄警察署と連携して対処します。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。(法23条6項)

(5) いじめに対する措置

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合があります。(法25条)

いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。(法23条4項)

また、いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、保護者や専門機関等との連携をとりながら、毅然とした態度で指導・対応を行います。

(6) 配慮が必要な児童生徒への支援

いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、児童生徒をめぐる状況にも十分留意しながら慎重に対応します。その際、学校は、専門家等の意見を参考に、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する指導を組織的に行います。

(7) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする存在・周辺で黙認する存在にも留意し、教職員は、必要に応じて集団全体への働きかけを行います。

(8) 児童生徒又は保護者からの申立てへの対応

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、学校は、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

(9) いじめの解消

教職員は、いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行います。

いじめが「解消している」状態とは、

① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する）

であり、他の事情も勘案して慎重に判断します。

解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

VII 重大事態への対処等

<いじめの重大事態とは>

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法28条1項1号）

※法28条1項1号「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童

生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・児童生徒が自殺を企図した場合 などのケースが想定されます。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法28条1項2号)

※法28条1項2号「相当の期間学校を欠席する」については、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要です。

○児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

1 鳥取県における取組

(1) 学校設置者又は学校の調査

法28条に規定する重大事態その他いじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事故が発生した場合には、速やかに学校設置者又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行います。(法28条1項関連)

なお、学校が調査主体となる場合であっても、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行います。(法28条3項)

(2) 「鳥取県いじめ問題検証委員会」の設置

知事は、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨の報告・調査結果を受け、必要があると認めるときは「鳥取県いじめ問題検証委員会」を開催し、(1)の調査の結果について再調査を行うとともに、いじめの実態の検証・解決に取り組みます。(法30条2項)

(3) 専門的な知識及び経験を有する第三者の参加

(1)～(2)の組織を編成するにあたっては、適切にいじめ問題に対処する観点か

ら、児童生徒やその保護者の意向を尊重しながら、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。

(4) 議会への報告

知事は、再調査を行ったときは、私立学校を除きその結果を議会に報告します。
(法30条3項)

(5) 事実関係の説明と個人情報の取り扱い

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明します。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法での経過報告であることが望ましく、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供します。

(6) 事後の再発防止の取組

学校の設置者および学校は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行います。

2 学校における取組

(1) 学校設置者への報告

いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合には、学校は、速やかに学校の設置者に報告します。必要に応じて、重大事態の対処について支援を依頼します。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、調査のための組織を設け、学校主体で速やかに調査を行うか、学校の設置者において実施する調査に協力します。(法28条)

なお、調査にあたっては、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように構成します。

(3) 事実関係の明確化

いじめの行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であっ

たか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に明らかにします。

(4) 適切な支援・指導

調査結果を踏まえ、教職員は、当該児童生徒・保護者に適切なケア・指導を行います。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

また、いじめを行った児童生徒に対しては、保護者に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。

(5) 事実関係の説明と個人情報取り扱い【再掲】

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明します。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法での経過報告であることが望ましく、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供します。

(6) 事後の再発防止の取組【再掲】

学校の設置者および学校は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行います。

(7) 報告の流れ

重大事態が発生した際には、事実関係や調査結果について、下記のとおり報告します。(法29条1項、30条1項、31条1項)

- ・ 県立学校は、県教育委員会を通じて知事に
- ・ 市町村立学校は、市町村教育委員会を通じて市町村長に
- ・ 私立学校は、知事に
- ・ 国立学校は、当該国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣に

VIII いじめ防止の取組の検証等

- 1 県は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、鳥取県教育振興計画に基づくアクションプランに反映させながら、改善に努めます。
- 2 学校は、より実効性の高い取組を実施するため、「学校方針」が、実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。(PDCAサイクル)

IX その他

- 1 この県方針は骨子的なものであり、「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック」とあわせて活用します。
- 2 県は、この「県方針」が教育現場等において十分活かされるよう、市町村等に対していじめの防止等に関する情報や資料を随時提供します。

*下線：前回の基本方針に加筆・修正した部分

博物館改修整備及び美術館整備の検討について

平成 29 年 6 月 12 日
博 物 館

標記のことについて、第 1 回鳥取県立博物館協議会の概要及び美術館整備について、基本計画策定支援・PFI 手法導入可能性調査業務公募型プロポーザルの実施、基本計画策定に当たり先進美術館関係者、美術関係者の方から専門的助言をいただく「鳥取県立美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会」の設置等について概要を報告します。

記

1 第 1 回鳥取県立博物館協議会

(1) 日 時 平成 29 年 4 月 28 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分

(2) 概 要

- ・鳥取県立美術館整備基本構想の内容及び 2 月定例県議会の附帯意見等について説明
- ・2 月定例県議会で現施設に美術館機能の一部を残すことの附帯意見が議決されたことにより、3 月 1 日の第 4 回協議会で説明した現施設改修基本構想の一部（事業計画や室配置）を見直す必要が生じたので、その見直し検討の進め方等について次回協議会で検討してもらうこととした。

(3) 主な意見

- これまで県立博物館の改修後の機能を検討してきたが、美術を一部残すことになると機能が変わるのか。
→ (事務局) 3 月のこの協議会で説明しているように、第 1・第 2 特別展示室は残す案であり美術の展覧会は可能。館主催の美術企画展は新美術館が中心となり、特別展示室の空き期間が増え、県民の美術展示の期間が増える。
- 藩絵師の絵が残る場合、収蔵庫は足りるのか。
→ (事務局) 藩絵師の作品は軸物も多く一定程度対応できると思うが、詳細はこれから整理する。
- 美術館構想は収蔵庫の満杯への対応からスタートしており本末転倒ではないか。
議会への再提案なども必要ではないか。附帯意見に対しどのようなやり方がベストか議会と話してほしい。
→ (事務局) 県議会で大議論した上での附帯意見であり、執行部としてはよりベターな方策を模索しないとイケない。
- 県議会の附帯意見に鳥取市が美術館建設を行う際の支援があるが具体的な計画があるか。
→ (事務局) 議会が付けられた意見であり、具体的なことは承知していない。

(4) 今後の予定

附帯意見を斟酌して再検討のたたき台を協議会に提示し、博物館に残す美術機能や美術館との役割分担・連携方策等について具体的な検討を行う。
その際には、新たな委員（東部の美術関係者など）にも加わっていただき検討を進める。

2 基本計画策定支援・PFI 手法導入可能性調査業務公募型プロポーザルの実施

基本計画の策定のための調査・検討等の支援及び整備・運営について、民間の資金、経営能力等を活用する PFI 手法の導入可能性調査を実施するための業務委託について公募型プロポーザルを実施。

《スケジュール（予定）》

- 公募開始 6月14日（水）～6月21日（水）
- 企画提案書等提出期限 7月3日（月）
- 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） 7月上中旬予定
- 契約締結 7月中旬予定

3 鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会の設置

美術館整備基本計画の検討を行うに当たり、専門的な知見に基づくアドバイスをいただくため、先進美術館関係者、美術関係者らで構成する鳥取県立美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会を設置する。

(1) アドバイザー委員

氏名	役職等	分野
林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、元国立科学博物館長、元国立新美術館長	全般
水沢 勉	神奈川県立近代美術館館長、県立博物館美術品収集評価委員	美術
加藤 哲英	鳥取県美術家協会 会長	文化活動
池本 喜己	写真家	文化活動
稲庭 彩和子	東京都美術館アートコミュニケーション課長	教育普及
塚田 美紀	世田谷美術館主任学芸員	教育普及
高増 佳子	米子工業高等専門学校、准教授	建築関係

(2) 今後の予定 7月を目途に第1回アドバイザー委員会を開催して、基本計画策定の進め方等について意見をいただく。

《参考：検討スキーム》

